

佐賀県果樹試験場における研究費の管理・監査のガイドライン

佐賀県果樹試験場における研究費（国等の競争的資金などの公的研究費を含む。以下同じ。）の執行については、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っているところであるが、当センターにおける研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、適正な管理を行うために基本となる方針を定める。

第1節 機関内の責任体系の明確化

研究費の執行管理を適正に行い、不正防止を図るため、機関全体として、以下の責任体系を定める。

（1）最高管理責任者

場長は、最高管理責任者として、研究費の管理・運営についての最終責任を負う。

（2）統括管理責任者

副場長は、統括管理責任者として、研究費の管理・運営について、所長を補佐する。

（3）職員の責務

職員は、県の一般財源による研究費はもとより、個人や研究担当単位の発意で提案され、採択された競争的資金による研究課題であっても、研究費は公的資金を県として受入れたものであり、組織による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）ルール of 明確化・統一化

- ① 研究費の執行に当たっては、県の予算制度、財務会計諸規程、各試験研究機関の管理規則、職務分掌規程、決裁規程等に基づき執行しなければならない。
- ② よく尋ねられる質問については、FAQ等で統一見解を明確に示す。
- ③ 事務処理手続に関する試験研究機関内外からの相談を受け付ける窓口として、果樹試験場 総務担当を充てる。

（2）職務権限等

場長は、研究費の執行に関し、県の財務会計諸規定、管理規則、職務分掌規程、決裁規程等に基づき、当場の責任と権限を明確にする。

（3）関係者の意識向上

- ① 場長は、業務打ち合わせ会議等において、研究員と予算の執行を担当する総務担当職員の情報の共有化を行うとともに、万が一不正行為が発生した場合は、試験研究機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、職員に対し十分に認識させる。
- ② 総務担当職員は、研究を行う上で必要な事柄については、予算制度や財務会計諸規定に照らし、実現可能であるかを検討するとともに、その検討結果を速やかに研究員に説明する。

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- ① 不正事案の調査については、当該以外の者を含めた調査班を設置して調査を行うものとする。
- ② 調査の結果、研究費の不正使用が明らかになった場合は、地方公務員法、職員の懲戒の手続効果等に関する条例、同規則その他関係諸規程等に則って処分の対象とする。

第3節 不正を発生させる要因の把握と研究費適正管理計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と研究費適正管理計画の策定

- ① 研究費の執行に係り、問題となりうる具体的な事項（リスク）を洗い出し、一覧表を作成する。
その際には、規程と運用が乖離している事務処理手続き等、現場で実際に問題となっている事項を具体的に把握する。
- ② 洗い出した問題となりうる事項について、不正発生の可能性となる要因を試験研究機関全体に起因するものと、当該に特有のものに分類した上で、両者に対する具体的な対応方法を示した研究費適正管理計画を策定し、実施する。

(2) 研究費適正管理計画の実施

- ① 研究費適正管理計画を適切に実施していくため、副場長及び総務担当係長、研究担当係長をもって構成する研究費適正管理推進チームを設置する。
- ② 研究費適正管理計画推進チームは、当該全体の観点から実態を把握・検証し、関係機関等と協力して、研究費の適正使用に関する改善策を講じる。
- ③ 副場長は、研究費適正管理計画の実施状況を管理・監督し、必要に応じて各部・担当に対して改善を指示する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

試験研究上必要な物品の発注について、チェック機能が十分発揮できるような措置を講じるとともに、試験研究上必要な物品の納品確認をこれまで以上に厳格に実施するため、次のような対応を適宜組み合わせる。

(1) 発注権限の明確化

当該内における発注権限や範囲を明確にするため、その権限や範囲を明示した資料等を作成し、機関内外に対してホームページ等により公表する。

(2) 検収体制の強化

- ① 果樹試験場総務担当係は、研究室等への納品に当たっては検収を徹底するなど検収体制の強化を図る。
- ② 納入業者に対して、総務担当部署の検収確認印がない場合は支払いができない旨を周知する。
- ③ 各研究担当等に対して、納品時の受領年月日及び受領印(又はサイン)の記載を徹底するよう周知する。
- ④ 不正に関与した業者については、取引停止等を行う。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- (1) 研究費の適正使用に関し、場内外からの相談及び通報を受け付ける窓口を企画・経営グループ企画第二担当に設置するものとする。
- (2) (1) 以外の窓口として、「県庁ほっとライン（佐賀県庁公益通報制度）実施要綱」（平成17年6月8日制定）に定める窓口も活用できるものとする。

第6節 監査委員による監査

内部監査としては、地方自治法第199条に基づく、監査委員の監査をもってあてる。

第7節 外部への公表

研究費の適正管理の取り組み等について、ホームページ等により外部に公表する。